

# ビジネスサポートQ&A

# 経営



<著者>Profile

税理士・中小企業診断士 知野 福一郎

第四銀行本店貸付第1課次長にて退職後、昭和47年7月に事務所を開設。会計事業をはじめ、事業承継、M&A、相続対策などあらゆる面で中小企業の相談に応じている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

## 事業承継——どこから手をつけるべきか

**Q** 中小企業の事業承継が大変であることはわかりましたが、実務上、どこから手をついたら良いのでしょうか？

**A** 事業承継問題は、誰を後継者とするかという経営上の問題と、その会社の株式、事業用資産の後継者への移行問題に大別して検討する必要があります。ここでは、後継者が経営者の子である場合の株式や、不動産など事業用資産の移転問題に絞って検討してみます。

### 1…相続が争族にならないようあらかじめ手を打っておく

子である後継者への財産移行問題は、自社株式と経営者個人所有の土地、建物など不動産が事業継続上重要な資産として利用されている場合の譲渡や贈与、相続問題が中心となります。この場合、ほかに推定相続人がいなければ、相続税など対策を中心に検討すれば良いのですが、事業承継者とそのほかの兄弟姉妹など推定相続人がいる場合は、財産分割の公平性など民法上の問題が絡んで複雑化してきます。「うちの家族に限りそんな

問題が生ずるわけが無い」など自信たっぷりの経営者が多いのですが、いざ、相続が開始した場合、三件に一件は、何らかの遺産の「争族」問題が発生しています。経営者は毎年一回は、自身の個人財産、負債を評価し、その中における当社株式や事業用に利用されている不動産などの割合を総合的に検討し、あらかじめ相続開始時の財産分割の問題点などを把握し、生前にその対策を立てておく必要があります。

**Q** 遺言書で明確にしておきますよ。

**A** 遺言書が重要であることは否定しませんが、たとえ遺言書が完璧であつても、推定相続人から遺留分の請求があれば、法定相続分の二分の一を遺産として分割しなければなりません。

### 2…後継者の財産づくりが必要

このような場合、代償分割という方法があります。これは事業承継のため、事業用資産など全部の相続権を後継者が取得する代わりに、後継者自身の所有して

いる預貯金などの個人資産をその代償としてほかの相続人に支払うことが出来る制度です。また、この問題とは別に、相続税の納税資金対策としても後継者の財産づくりが非常に重要なポイントになります。役員報酬の増額を検討するなどの対策が必要になってきます。

### 3…経営者個人の預貯金も必要

相続財産として、会社の株式や事業用不動産のほか、預貯金がいくらあるかの検討も必要です。例えば、生命保険も含め預貯金が一定額あれば、後継者以外のほかの相続人に預貯金を引き渡し、事業用資産は後継者が相続するなどの分割方法も可能になります。しかし、お金が無ければ相続税の支払いも困難になり、株式や事業用資産の担保提供、物納などの問題すら発生してきます。

税理士法人知野会計事務所

札幌市中央区北一条西二丁目

北海道経済センタービル

☎011-251-5631

# ビジネスサポートQ&A 法律

## 不当労働行為



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

**Q** 昨日、労働組合から賃金の値上げなど労働条件改善について団体交渉を要求する手紙が届きました。当社としては、最近の業績から賃金の値上げはできないと考えているので、団体交渉をしないで対処しようと思っておりますが、問題ないでしょうか。

**A** 労働組合法七条二号は、団体交渉の拒否を不当労働行為と定めており、団体交渉を正当な理由無く拒否すると、当該行為が不当労働行為とされるおそれがあります。

**Q** 「不当労働行為」とは何でしょうか？

**A** 労働組合法により禁止されている使用者の行為で、労働組合法第七条に列挙された行為のことをいいます。

**Q** 不当労働行為には、どのようなものがあるのでしょうか？

**A** 労働組合法七条に列挙された不当労働行為には、次のようなものがあります。

① 不利益取扱（労働者が労働組合の組合員であることや、労働組合に加入・結

成しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたことを理由として、解雇など、不利益な取り扱いをすること）、② 黄犬契約（労働者が労働組合に加入せず、または労働組合から脱退することを雇用条件とすること）③ 団体交渉拒否（使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由無く拒むこと）④ 支配介入（労働者が労働組合を結成し、もしくは運営することを支配し、もしくはこれに介入すること）⑤ 経費援助（労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること）⑥ 報復的不利益取扱（労働者が労働委員会に対し不当労働行為の申立をしたこと、再審査の申立をしたこと、または労働委員会における不当労働行為の審査手続もしくは労働争議の調整手続において証拠を提示し、もしくは発言したことを理由として不利益な取り扱いをすること）

**Q** 不当労働行為を行うとどのようになるのでしょうか？

**A** 原則として、不当労働行為をなされた労働者または労働組合は、労働

委員会に申し立てることにより、同委員会から救済命令が発せられます。

同救済命令の具体例として、現職復帰やバックペイ、団交拒否に対しては団体交渉応諾命令、支配介入行為の禁止命令などがあり、労働委員会の裁量により、事案に応じてさまざまなバリエーションがあります。

また、労働者が労働委員会ではなく、裁判所に訴えることで救済が図られるケースもあり、不利益取扱禁止規定に違反する解雇は当然無効であるとする裁判例や、団交拒否事例において、団体交渉を求める地位確認請求を認める裁判例もあります。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―二八

☎〇一―六三一―二三〇〇